

平成 27 年 12 月 18 日
厚 生 労 働 省

第 62 回人口・社会統計部会の審議において整理、報告等が
求められた事項に対する回答

1 国民生活基礎調査の変更

(1) 報告を求める事項の変更

ア 世帯を離れている者の人数【世帯票、世帯に係る事項】

(指摘事項)

- ① 社会福祉施設入所者全体のうち、それぞれの施設の入所者を把握し、平成 25 年調査と平成 28 年調査の変更を整理しておく必要がある。

(回答)

社会福祉施設の種類別の入所者は以下のとおり。

平成 25 年調査の「4 社会福祉施設（老人福祉施設を除く。）に入所している者がいる」の選択肢のうち、障害者支援施設の入所者は 61.3% となっている。

社会福祉施設の入所者数の状況

社会福祉施設の種類	入所者数 (単位：人)	構成割合 (単位：%)		平成 25 年 調査	平成 28 年 調査
社会福祉施設入所者総数	1 052 835	100.0			
老人福祉施設入所者	849 832	80.7			
老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）	592 055	56.2			
有料老人ホーム	257 777	24.5			
社会福祉施設（老人福祉施設を除く。）	203 003	19.3	100.0		
障害者支援施設 ※ ¹	124 464	11.8	61.3		
救護施設	16 448	1.6	8.1		
更生施設	1 417	0.1	0.7		
婦人保護施設	423	0.0	0.2		
乳児院	3 137	0.3	1.5		
母子生活支援施設	9 367	0.9	4.6		
児童養護施設	27 549	2.6	13.6		
障害児入所施設（福祉型）	8 053	0.8	4.0		
障害児入所施設（医療型）	9 351	0.9	4.6		
情緒障害児短期治療施設	1 275	0.1	0.6		
児童自立支援施設	1 519	0.1	0.7		

平成 25 年社会福祉施設等調査、平成 26 年介護サービス施設・事業所調査より

※¹ 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設に入所している人

障害者自立支援法等改正法（平成 24 年 4 月施行）改正前の旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設（肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）や旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設）等

「社会福祉施設に入所している者がいる」の選択肢に該当しない施設及びサービス

- ・グループホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）

イ がん検診の状況(20 歳以上の者のみ)【健康票、がん検診に係る事項】

(指摘事項)

- ① 質問 15 「健診等の受診状況等」の選択肢の順番と同様に、質問 16 についても「市区町村」、「勤め先」の順番にした方が報告者に混乱を与えないのではないか。
- ② 質問 16 の受診機会について、どこで受診したかということが重要なので、選択肢をどこが実施した検診に修正した方が良いのではないか。

(回答)

* 下記①～②の修正案については別紙 1、選択肢の修正に伴い変更する集計表については別紙 2 を参照。

① 質問 16 の「がん検診の受診機会」について、健診等の受診機会と同様に「市区町村」、「勤め先」の順番に修正する。また、質問 15－1 「健診等の受診機会」の選択肢「2」を「勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む）が実施した検診」に修正する。

② 上記①の質問 16 の修正案のとおり、「市区町村が実施した検診」、「勤め先又は健康保険組合等（家族の勤め先を含む。）が実施した検診」、「その他」に修正する。

なお、補問 16－1 「過去 2 年間のがん検診の受診機会」についても、質問 16 「がん検診の受診機会」の変更に合わせて、同様の選択肢に修正する。

(2) 集計事項の変更（永瀬委員からの御意見）

(指摘事項)

① 所得票の集計の表示について

女性の就業というテーマについて、どのような集計が可能か、検討いただきたい。たとえば末子年齢が9歳以上で(末子年齢はどういった年齢がベターかは集計してみないとわかりません)

- ・夫正規雇用者、妻正規雇用者
- ・夫正規雇用者、妻パート等非正規雇用者
- ・夫正規雇用者、妻無職

で世帯の累積収入分布がどう時系列的に変化しているかを見ることは統計としては意義があるのではないか。

(回答)

ご指摘のあった項目を用いた結果表を作成する方向で検討する。

なお、項目が多次元になる可能性が大きく、レイアウトを含めて様々なパターンが考えられることから、具体的な結果表については今後検討していきたい。

(指摘事項)

② 国民生活基礎調査という調査の特性を生かすとすれば、健康票と就業状況をクロスすることに大きい意義があると考えます。たとえば悪性新生物の治療中の方の収入、労働時間はどうなのか（厚生労働省でも重要なテーマとして研究会が行われているようです）。悪性新生物は是非に知りたい内容ですが（年齢階級にも依存すると考えられます。）、その他にどういった病気について集計すべきかどうかは検討していただきたい。

25年調査結果の報告書をみると、就業と病気のクロス集計については「第2巻の第68表」や「こころの状態－仕事の有」があるものの、「通院している方の労働時間」や「世帯主の病気と所得」等、病気と就業・所得の関係についてもっと表章してはどうか。

(回答)

1 国民生活基礎調査では傷病の状況が特定できないため、「通院している方の労働時間と傷病」のクロス集計を用いて傷病と労働時間との関係を評価することは難しい。例えば、悪性新生物の場合、部位やステージを調べているものではなく、また、経過観察で通院しているケースもある。傷病の状況が不明確であるため、傷病が労働時間にどのような影響を与えているのかが分からることから、公的統計の結果表として公表するのは適切ではないと考えている。

2 「世帯主の傷病と所得」のクロス集計については、「通院している方の労働時間と傷病」のクロス集計と同様に傷病が所得にどのような影響を与えているのか分からぬ。さらに、国民生活基礎調査における所得の状況は1年前の所得を把握しているものであり、調査日現在の「自覚症状」や「傷病」とのクロスによる結果は、各調査票の時点が違うため、必ずしも現状を表しているとは言い切れないことから、公的統計の結果表として公表するのは適切ではないと考えている。